平成２７年（フ）第２８６号
東京都八王子市明神町２丁目17番14号Ａ１ビル101号
債務者　宮部　錠賜
1　決定年月日時　平成27年５月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年７月３日まで
5　免責審尋期日　平成27年７月３日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止決定の取消決定確定等

平成２７年（フ）第１１号
長野県飯田市山本650番地４
破産者　昼神きみ子
頭書事件について、当裁判所は平成27年３月12日同時廃止決定の取消決定をしたところ、同決定は同月21日確定したから、下記のとおり定める。
1　破産管財人　弁護士　村松　将太
2　破産債権の届出期間　平成27年７月24日まで
3　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成27年８月24日午後２時30分
平成27年５月７日　長野地方裁判所飯田支部

破産手続終結及び免責許可決定

平成２５年（フ）第３６０号
埼玉県草加市青柳８丁目10番２号、住民票上の住所埼玉県越谷市大字向畑529番地１
破産者　鈴木巳代子
1　決定年月日　平成27年５月８日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第５１号
茨城県北茨城市華川町中妻486番地
破産者　アトニックこと　鈴木　俊昭
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所日立支部

平成２６年（フ）第２０７９号
横浜市鶴見区鶴見中央３丁目13番38―309号
破産者　寺本　　瞳
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第１２５号
新潟県柏崎市四谷１丁目13番16号
破産者　内山　　孝
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第１５０号
長野市青木島町大塚921―14、住民票上の住所長野県須坂市大字日滝2003番地１
破産者　宮川　美樹
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第７８号
長野県東筑摩郡山形村5610番地10、前住所長野県松本市大字島内1666番地1360　ディアスかすみＢ201
破産者　芝山　由麻
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３６９号
宮城県黒川郡富谷町日吉台３丁目16番地10
破産者　伊藤　静夫
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第３５号
長野県松本市松原62番３、住民票上の住所長野県松本市寿北９丁目１番６号
破産者　小澤　治子
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３６号
長野県松本市筑摩２丁目31番１―６号　ヴィア内堀Ｂ、開始決定時の住所長野県松本市島内5653―３
破産者　小澤　元治
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所松本支部

平成２６年（フ）第３３２６号
大阪市東淀川区菅原１丁目９番５号　河野ハイツ202号、開始決定時大阪市東淀川区豊新１丁目17番16号　ハイツ旭Ⅱ
破産者　池尻歯科医院ことハイツ旭Ⅱこと　池尻　勝彦
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第３８１５号
大阪市淀川区西中島１丁目６番13号
破産者　阿部　喬雄
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２６年（フ）第８６号
岡山県津山市小田中1409番地
破産者　平井　徹也
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第９３号
徳島県徳島市末広２丁目１番13号
破産者　今村　博昭
1　決定年月日　平成27年５月11日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１号
群馬県利根郡みなかみ町真庭218番地３
破産者　宇敷　　茂
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所沼田支部破産係

平成２６年（フ）第１７５５号
神奈川県藤沢市城南１丁目４番12号
破産者　森　　英治
1　決定年月日　平成27年５月12日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部